

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

目 次

◇規 則
鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
鳥取駅前火災被災者用施設管理規則

規 則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十八号

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十一月鳥取県条例第四十七号)の施行期日は、昭和四十六年十二月十日と

する。

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十九号

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十一月鳥取県条例第四十七号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取駅前火災被災者用施設(以下「施設」という。)の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(利用の許可の申請等)

第二条 施設の利用の許可の申請は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、施設の利用の許可をしたときは、様式第二号による利用許可書を交付するものとする。

(利用の許可の期間)

第三条 施設の利用の許可の期間は、二年以内とする。

2 知事は、土地区画整理事業の円滑な実施を図るため必要があるときその他やむを得ない事情により必要があるときは、その必要の限度において、許可の期間を更新することができる。

(利用の開始の手続)

第四条 施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。

一 県内に住所を有する連帯保証人二人の連署した請書に、当該連帯保証人の印鑑証明を添えて提出すること。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたと者については、この限りでない。

二 第六条第三項に規定する使用料の納入の通知があったときは、これを納付すること。

2 知事は、利用者が前項の手続をしないときは、その者に係る施設の利用の許可を取り消すことができる。

(使用料の額)

第五条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第六条 使用料は、知事が指定する施設の利用を開始することができる日から徴収する。

2 使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。ただし、月の中途で施設の利用を廃止したときは、知事が指定した期日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、二箇月分の使用料は、利用者が施設の利用を開始する日前に徴収することができる。

4 既に納付した使用料は、還付しない。

(行為の制限)

第七条 利用者は、当該施設の利用について善良な注意を払い、これを正

常な状態において維持しなければならない。

2 利用者は、当該施設の正常な機能を阻害する工作物その他の物件を設置してはならない。

3 知事は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

(施設の転貸等の承認)

第八条 利用者は、知事の承認を受けなければ当該施設を他の者に貸し、又はその利用に係る権利を他の者に譲渡してはならない。

(利用の廃止の届出)

第九条 利用者は、施設の利用の廃止をしようとするときは、その五日前までに様式第三号による利用廃止届を知事に提出しなければならない。

(利用の許可の取消)

第十条 知事は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、利用の許可を取り消すことができる。

一 使用料を三月以上滞納したとき。

二 第七条第三項の命令に従わないとき。

三 第八条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項各号に規定するもののほか、土地区画整理事業の実施に支障があると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表

施設の名称	金	額
第一被災者用施設	一月につき	一平方メートル当たり一二〇円
第二被災者用施設	知事が別に定める額	

様式第1号

鳥取駅前火災被災者用施設利用許可申請書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取駅前火災被災者用施設を利用したいので、許可して下さるよう申請します。

年 月 日

申請者住所

氏名

印

施設の名 称	第 一	被災者用施設
利 用 の 場 所	別添図面表示のとおり	
利 用 の 面 積	平方メートル	
利 用 の 期 間		
摘 要		

備考 共同便所等の共同施設を利用するときは、摘要欄にその旨及び利用する施設を記入すること。

様式第2号

鳥取駅前火災被災者用施設利用許可書

住所
氏名 殿

次のとおり鳥取駅前火災被災者用施設の利用を許可します。

年 月 日

職 氏 名 印

施設の名 称	第 一	被災者用施設
許 可 の 場 所	別添図面表示のとおり	
許 可 の 面 積	平方メートル	
許 可 の 期 間		
利用を開始することができる日		
使 用 料	月額	円
許 可 の 条 件		

様式第3号

鳥取駅前火災被災者用施設利用廃止届

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取駅前火災被災者用施設の利用を廃止したいので、お届けします。

年 月 日

届出人住所

氏名

施設の名 称	第 一	被災者用施設
利用廃止年月日	年 月 日	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)